令和3年度 指定管理者制度導入施設における モニタリング結果及び指定管理者の評価について

令和4年8月 松本市総務部行政管理課

	目 次		
I	はじめに	1	
П	モニタリング及び評価の方法	2	
Ш	評価結果	4	
IV	令和3年度モニタリング対象施設一覧	別添	
IV	令和3年度モニタリング対象施設一覧	別添	

Iはじめに

1 指定管理者制度の目的

平成15年6月に地方自治法の一部改正が行われ、「公の施設」の管理・運営について、従来の管理委託制度に代わり指定管理者制度が創設されました。

これにより、従来の管理委託制度では公共的団体等に限定されていた管理者の範囲が、民間企業やNPO法人、自治会などの団体にも広がりました。

多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者の持つノウハウや活力により、行政の効率化と住民サービスの向上を図ることが本制度の目的です。

2 公募拡大への取組み

この制度の本来の趣旨を活かすために、管理者の選定は公募で行うことが原則とされていますが、本市では、平成16年度当初、公募ではなく、従来の委託先を指定管理者に指定する方法で段階的に制度導入を図り、徐々に公募を拡大してきました。

この結果、令和4年4月現在では、公の施設708施設中、176施設において制度を導入し、このうち99施設(56.3%)の指定管理者を公募により選定しています。

3 モニタリングの重要性

公募による選定においては、応募団体が示した事業計画が、市が求める管理運営の 水準を満たしているか、管理運営方針や経費等を含む管理運営方法が、住民サービス の向上及び経費の削減を図れるものであるか、などの基準に照らし合わせ、最もふさ わしい団体を指定管理者として選定することとしています。

これらを前提に、市と指定管理者は協定を締結していますが、選定時に評価された 団体の事業計画が、実際の管理運営上で実行されなければ、公募による選定の公平性 も確保できません。このため、市は責任を持ってモニタリング(指定管理者が提供す る公共サービスの水準を点検・評価する行為)を行い、協定内容を適切に管理してい く必要があります。

そこで、平成19年度協定締結分から、基本協定書に「モニタリングに関する要領」として、指定管理者及び市が行うモニタリング内容と、水準未達成の際の措置について盛り込んで、モニタリングの明確化を図ってまいりました。

Ⅱ モニタリング及び評価の方法

1 対象施設

令和3年度 180施設(公募101施設、非公募79施設)

2 モニタリングの方法

基本協定中の「モニタリングに関する要領」の中で、市及び指定管理者が最低限行うモニタリング内容として位置づけているものは次のとおりです。

	(1) 事業報告書の提出(自治法第244条の2第7項の定		
	めによる)		
指定管理者が行う	(2) 実績報告書の提出(毎月又は隔月又は4半期のいずれ		
モニタリング	かに設定)		
	(3) 利用者アンケートの実施とその報告(年1回以上)		
	(4) 財務諸表の提出(毎年度)		
	(1) 指定管理者が提出する報告書のチェック(必要に応じ		
	立入確認)		
市が行うモニタリング	(2) 定期的な立入確認		
	(3) 随時・有事(緊急時・問題発生時)の立入検査		
	(4) モニタリングの実施・結果公表		

3 評価の方法

令和3年度中の指定管理者の管理運営について、施設担当課及び指定管理者が点検及び評価を行った結果を、「モニタリング結果及び評価表」として、施設ごとに次の5項目にまとめました。

1	施設の概要	施設内容、指定管理者、利用状況、事業収支 等		
2	所管課による評価	協定書及び指定管理者の事業計画書の内容に基づいて、そ		
		の業務水準が達成されているかを、30項目にわたり市が点		
		検し、A~Dの4段階で評価		
		【評価手段】		
		実績報告書及び事業報告書、立入検査等による評価		
	【評価の基準】(提案書の内容に基づき)			
		A:高いレベルで実施されており、高く評価できる。		
		B:適切に実施されており、問題は見られない。		
		C:概ね実施されており、不適切な部分については、改善に		
		向け対応中または改善済みである。		
		D:不適切な部分が確認されたので、改善を指示したが未対		
		応である。		

	【労働条件モニタリング 評価の基準】 「労働条件モニタリングチェックリスト」による評価 【評価の基準】 A:適正な労働条件の確保及び良好な労働環境の整備がされており高く評価できる。 B:適正な労働条件が確保されており、問題は見られない。 C:適正な労働条件が概ね確保されているが、今後に注意を要する。 D:早急な改善を要する。
	【財務モニタリング】 「財務モニタリングチェックリスト」による評価 【評価の基準】 A:経営状況は良好で高く評価できる。 B:経営状況に問題は見られない。 C:経営状況に概ね問題は見られないが、今後に注意を要する。 D:早急な改善を要する。
3 利用者による評価	指定管理者が行った利用者アンケートの結果及び担当課に 寄せられた利用者からの意見・要望等
4 指定管理者による 自己評価	指定管理者自身が行ったセルフモニタリングによる自己評 価及び今後の目標
5 市(所管課)による総合評価	自主事業を実施している場合は「自主事業に対する評価」 欄へ、選定時の審査項目に個別施設ごとのテーマを設定している場合は「個別施設ごとのテーマに対する評価」欄へそれぞれ評価を記載 総合評価欄には、3及び4の評価内容等を含め、1~4及び5(自主事業・個別施設ごとのテーマ)について総合的な観点から施設所管課の意見等を記載し、A~Dの4段階で評価 【総合評価の基準】 A:アンケート調査結果、セルフモニタリングの内容等を含め、総合的観点から高く評価できる。 B:アンケート調査結果、セルフモニタリングの内容等も含め、総合的観点から標準を満たしていると評価できる。 C:アンケート調査結果及びセルフモニタリングの内容等、

標準を満たしているが、今後改善を必要とするところがあ る。

D: 改善すべき点が多く、標準に達しないと判断する。 【判断結果】

- 3 0 項目評価の点数と総合評価による点数の合計点が
- ・ 75点以上の場合を「良好」
- ・ 60点以上75点未満を「適正」
- ・ 45点以上60点未満を「要改善」
- 45点未満を「不可」
- ※「不可」の場合、指定管理者の取り消し処分を含め早急な 改善対応を検討する。

Ⅲ 評価結果

【判定内訳】

判断基準		施設数
良 好	75点以上	19施設
適正	60点以上75点未満	161施設
要改善	45点以上60点未満	_
不 可	45点未満	_

評価にあたっては、できるだけ客観的な評価基準を用いた、より精度の高いモニタリングとするため、判断基準の統一を図っています。

その結果、「良好」と判定された施設は19施設で全体の10.5%でした。その他の施設は、全て「適正」と判定されています。

モニタリングの目的は、まず施設の設置者である市が責任を持って、公共サービスの提供が適切に行われているかを点検し、官民協働の精神に基づき、指定管理者の管理運営をコントロールしていくことにあります。同時に、指定管理者の業績を適切に評価し、広く市民に知らせることにより、指定管理者による、さらなるサービス向上の取組みにつなげていただくことも目的のひとつです。

今後も、モニタリング制度の実効性を高めていくため、職員のモニタリング能力のレベルアップを図るとともに、指定管理者の努力や利用者の意見が適切にモニタリング結果に反映されるよう努めてまいります。

各施設のモニタリング評価結果は、松本市ホームページ「令和3年度モニタリング結果」をご覧ください。